

指定給水装置工事事業者講習会について

事業者講習会とは

・給水装置工事に関する知識及び技術の向上並びに安全・安心な給水確保のため、佐賀東部水道企業団が、指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)に対し定期的に情報の提供を行う講習会です。

受講義務について

・講習会を受講されていないと、企業団から受講の指導があります。それに従わない場合は文書での注意等を受けることになり、指定事業者として適切でないと判断されることがありますので、必ず受講してください。

受講対象者

・佐賀東部水道企業団の指定事業者(代表者や主任技術者等)
・事業者講習会は毎年開催する予定ですが、令和5年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和5年度に期限を迎える事業者を受講対象とします。
(なお、令和3・4年度受講対象で未受講事業者も含めます。)

開催日等と場所

【開催日等】 ・令和5年8月30日(水曜日)午前10時～12時(受付9時30分～)
※指定番号183～352の指定事業者で、未受講の事業者が受講対象です。
受講申込書をよく読んで受講してください。
【場所】 ・佐賀市兵庫北三丁目8番40号
・佐賀勤労者総合福祉センター(メートプラザ佐賀)多目的ホール

講習内容と講習テキスト等

・指定事業者の責務 ・給水装置工事施工基準 ・指定事業者の更新制度 ・その他
・日本水道協会の「指定給水装置工事事業者研修テキスト2019」を各自で用意してください。
購入方法等は日本水道協会ホームページまたは企業団ホームページの購入申込書を参照してください。

事業者講習会の申込方法

【提出書類】 ・指定給水装置工事事業者講習会 受講申込書
【受講料】 ・無料
【申込期限】 ・8月15日(火)までにお申込みください。
・ただし期間が過ぎた後でも受講可能な場合があるので、必ず問い合わせてください。
【提出方法】 ・書類は、郵送・FAXのいずれかにてお願いします。
【提出及び問い合わせ先】 ・佐賀東部水道企業団 財政課契約管理係
〒849-0914 佐賀市兵庫町大字西淵1960-4 TEL 0952-30-6151 FAX 0952-30-6154